

業者特定理由書

下記の理由により見積業者を特定することといたしたい。

記

- 1 件 名 減圧弁点検整備業務
- 2 業 者 名 札幌水材 株式会社
- 3 特定理由 当該業務は、配水区域内での適正水圧の提供を目的とし設置した減圧弁の不具合に対し、適正に作動するよう点検・整備を行うものである。また、減圧弁が故障した際は、お客様への給水に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、不具合が判明した場合は、速やかに分解整備（修理）を行わなければならない。緊急を要する点検に必要な交換部品を常に確保し迅速に対応することが求められる。
これらの減圧弁については、各製造業者独自の仕様となっているため、分解整備にあたっては、製造業者（製造業者から業務移管を受けた保守業者を含む）による高度な技術が必要で、交換部品も製造業者以外は保有していないことから、製造業者が点検・整備を行うことで継続した機能補償が担保される。
以上のことから、当該業務の確実な履行や緊急性に対応できるのは、製品の構造を熟知している製造業者しかいないことから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により見積業者を特定することといたしたい。

記

- 1 件 名 減圧弁点検整備業務
- 2 業 者 名 株式会社 森田鉄工所 北海道営業支店
- 3 特定理由 当該業務は、配水区域内での適正水圧の提供を目的とし設置した減圧弁の不具合に対し、適正に作動するよう点検・整備を行うものである。また、減圧弁が故障した際は、お客様への給水に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、不具合が判明した場合は、速やかに分解整備（修理）を行わなければならない。緊急を要する点検に必要な交換部品を常に確保し迅速に対応することが求められる。
これらの減圧弁については、各製造業者独自の仕様となっているため、分解整備にあたっては、製造業者（製造業者から業務移管を受けた保守業者を含む）による高度な技術が必要で、交換部品も製造業者以外は保有していないことから、製造業者が点検・整備を行うことで継続した機能補償が担保される。
以上のことから、当該業務の確実な履行や緊急性に対応できるのは、製品の構造を熟知している製造業者しかいないことから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により見積業者を特定することといたしたい。

記

- 1 件 名 減圧弁点検整備業務
- 2 業 者 名 みずほ機工 株式会社
- 3 特定理由 当該業務は、配水区域内での適正水圧の提供を目的とし設置した減圧弁の不具合に対し、適正に作動するよう点検・整備を行うものである。また、減圧弁が故障した際は、お客様への給水に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、不具合が判明した場合は、速やかに分解整備（修理）を行わなければならない。緊急を要する点検に必要な交換部品を常に確保し迅速に対応することが求められる。
これらの減圧弁については、各製造業者独自の仕様となっているため、分解整備にあたっては、製造業者（製造業者から業務移管を受けた保守業者を含む）による高度な技術が必要で、交換部品も製造業者以外は保有していないことから、製造業者が点検・整備を行うことで継続した機能補償が担保される。
以上のことから、当該業務の確実な履行や緊急性に対応できるのは、製品の構造を熟知している製造業者しかいないことから、上記業者を特定する。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1 件 名 : 無線検針アプリケーション開発業務

2 特定業者 : アズビル金門株式会社

3 特定理由 : 本業務は、無線検針業務において、ハンディターミナル・タブレット端末からスマートフォン端末への機器変更に伴うアプリケーションの開発・移植を行うものである。端末の OS が Windows から Android に変更になるため、Android OS に対応したアプリの開発を行う。

本業務を遂行する条件として、①現行機能を踏襲したアプリの構築・移植が可能なこと、②既存アプリの著作権、プログラムソースコード、設計書を有し、構成全体を十分に理解・把握していること、③障害発生時には業務に影響を与えず迅速・確実に対応することができる体制が確立されていることが必須である。

上記業者は、既存アプリの製造者・著作権者で、上記条件の全てを満たす唯一の業者であることから、本業務を履行できるのは、上記業者以外にない。

なお、受託者は、委託業務の成果物の著作権を検査完了後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。

4 根拠規定 : 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

入札（見積）結果調書

令和 2 年度

契約番号	第14-21-00068号		
件名	水道記念館受水槽清掃及び水質検査業務		
入札(見積)年月日	令和 2年 8月 26日	午後 1時 30分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	111,100 円	主管課	14 企画課
	<small>入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。</small>	最低制限価格	
工種(業種)	290 その他		円
落札(決定)業者	60000003180 カンエイ実業(株)		

入札（見積）経過

(単位:円)

指名(見積)業者名	入札(見積)金額						価格交渉金額
	第1回	最低金額	第2回	最低金額	第3回	最低金額	
(株)公清企業		105,000					
カンエイ実業(株)		101,000					決定
(株)環境リサーチ		102,000					
(備考)							



